

提言シート(1)	「健康づくり」と「いきいき生活プログラム(旧介護予防)」
-------------------	-------------------------------------

1. めざす姿

健康寿命が長く、すべての市民が健康で元気に暮らしているまち
 高齢者がいきいきと豊かな人生を楽しんでいるまち

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
「“健康診査”を受けている」市民の割合 (新規アンケート) %	調査予定	80%(国目標値)	80%以上
生活機能評価受診率	41.2%	45%	50%
「日常生活で“健康づくり”に取り組んでいる」市民の割合 (新規アンケート)	調査予定		
介護予防活動を日常生活で実施する介護 予防特定高齢者の割合 (新規アンケート)	調査予定		
65歳以降初めて要支援・介護認定を受け るまでの平均期間(高齢者の健康余命)	男; 16.3年 女; 17.5年	増加	増加

(; 調査後設定)

3. 現状と課題

箕面市の65歳以上の人口は平成19年の23,738人が平成26年には32,577人(高齢化率23.7%)に達すると推計され、また要支援・要介護認定者は同期間に3,593人(高齢者に占める割合15.1%)から6,475人(高齢者に占める割合19.9%)に増加すると予測されています。高齢化が国の平均より速い速度で進行する箕面市で、健康を維持することは益々重要となっています。これは大阪府平均(4,585円/月)より低い介護保険料(4,000円/月)を維持する上でも大切な要件です。

厚生労働省の統計調査結果における平成18年度地域保険・老人保健事業報告の概況によると基本健康診査の受診率が大阪府の平均(49.8%)より高い(69.3%)ことから、市民の健康に対する関心は高いと考えられ、また一件あたりの医療費も府平均(25,753円)より低く(23,289円)保たれています。

しかし箕面市が積極的に進める特定保健指導と健康づくりの計画「健康みのお21」による運動指導や栄養指導など、高齢者を対象とする介護予防・ケアマネージメント事業の「はつらつアップ」教室などで市民に「自分の健康は自分で守る」事の重要性を理解し、生活習慣を変える事を長年にわたり推奨していますが、実行は広く進んでいません。

また家にとじこもりがちな高齢者や退職後に地域で活動する気持ちを持ちながら、自分が本当に何をしたいのかを見つけられない高齢者が見受けられる事から、高齢者に幅広い活動の場を判り易

く提供する事が益々重要となっています。

老人福祉センター「松寿荘」や7つの地域に設けられた「街かどデイハウス」は、社会福祉協議会が支える「いきいきサロン」などと共に、高齢者の生き甲斐を支える貴重な活動の場となっています。

すべての市民が健康でいつまでも元気に暮らし、多くの高齢者がゆたかな人生を楽しむまちを創るために、生活習慣病予防を目指す活動に留まらず、全ての世代を対象として「食育」をはじめ、スポーツや趣味、あるいは就業や社会活動なども含む、幅広く新しい「健康づくり」活動を、生活習慣として市民の日常生活の中に定着させる市民運動が極めて重要となっています。

なお「介護予防」は、その目的が高齢化と共にすすむ老年症候群を防ぎ、「いきいき生活」の継続を目標としていることを強調するため、「いきいき生活プログラム(仮称)」と改称する事を提案します。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・健康づくりと介護予防および「自分の健康は自分が守る」必要性を理解します。
- ・「健康づくり」活動を日常生活の中で実行する習慣をつけます。
- ・特定健康診査、生活機能評価を受診すると共に、特定保健指導や介護予防あるいは早期治療に取り組みます。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・医療関係者と箕面市は健康づくりと介護予防の重要性を市民が理解するために基礎的な情報を提供します。
- ・医療関係者と箕面市は特定健康診査、生活機能評価の受診率をさらに改善し、特定保険指導や介護予防あるいは早期治療の重要性を市民に知らせます。
- ・市民と医療関係者および行政は、すべての世代の市民の参加を目指して、次のような健康づくりのための“「健康都市みのお」運動”を総合的・組織的に拡充し、市民運動として発展させます。
食育推進活動、生きがいや楽しみに結びつく就業や各種社会活動、スポーツ、趣味などの他、「健康づくり」や「介護予防」の理解や実施に結びつく幅広い活動を推奨すると共に育成します。
これらの活動の仲間(グループ)作りが活発に行われ、市民の参加を促進するために活動に関する情報センターを設けます。

(3) 行政が取り組むこと

- ・特定健康診査と特定保険指導、がん検診、生活機能評価と介護予防・ケアマネジメント事業を実施します。
- ・健康みのお21による運動指導や栄養指導などを進めます。
- ・「介護予防」は「いきいき生活」の継続を目標としていることを強調するため、「いきいき生活プログラム(仮称)」と改称します。

5. 主要な取組み

「健康都市みのお」運動

「健康づくり」と「介護予防」についての理解を市民間に広げ、特定健康診査や生活機能評価の受診率をさらに高めると共に、生活習慣の改善による健康寿命の延長を目指して、幅広く新しい「健康づくり」活動を市民生活へ広く定着させるための市民運動です。市民、医療関係者、行政の協力で展開します。

6. まちづくりの効果

実行が難しい「自分の健康は自分でつくる」行動を市民の日常生活に定着させる「健康都市みのお」運動により、行政が進める「健康づくり」や「介護予防」の効果を確実にすると共に、広く市民の生活習慣が改善します。健康で元気な生活が実現し、生き甲斐に満ち、いきいきとした生活が市民の間に広がると共に、健康寿命は延長しています。

提言シート(2) 医療サービス供給体制

1. めざす姿

誰もが受診しやすく信頼できる医療サービスの供給体制が地域に構築されているまち

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
「かかりつけ医」を持つ市民の割合	69%	80%	90%
市立病院の時間外診療における要入院診療件数の比率	8.2%	上昇	同左
市立病院の経常収支比率	90.4%	100%	100%

3. 現状と課題

医療保険に関わる各種の制度変更により、市民は様々な影響を受けていますが、いつでも信頼できる最新の診療を地域で安心して受ける事は基本的な願いです。

市立病院は地域の中核病院として総合的診療機能を果たすのみならず、広域連携で高度な医療を効率的に確保すると共に、病院と診療所間の連携を深め、「かかりつけ医」制度を地域に定着させるための病診連携など、地域に良質な医療を供給するための先導的役割を担っています。

診療機関として市立病院は外来患者数 188,914 人、入院患者数 90,652 人を受け入れ(平成 19 年度版市勢年鑑)、病床稼働率 84.7%で運営されていますが、勤務医不足により医師の労働環境が悪化しています。また二次救急*指定の救急総合診療部は時間外診療による入院が 1,343 件に留まるものの総診療数が 16,473 件に達し、救急医療担当医がオーバーワークに陥っています。市立病院の収支が継続的に赤字である事などからも、早急な幅広い経営改革が求められています。

なお小児急病患者に対する休日、夜間、早朝の初期救急診療は「豊能広域こども急病センター」で 365 日対応の体制が確立されています。

一方長年にわたり提唱されているにもかかわらず、未だ十分に定着していない「かかりつけ医」を活用する病診連携は、両者の役割分担により地域に良質な医療を確立するとともに、市立病院が進める経営改革の柱となる勤務医のオーバーワーク解消に欠かせません。地域の全ての医療機関は協力して、市民が安心して身近な「かかりつけ医」を受診しやすい医療体制を確立することが求められます。また市民が急病・救急時にも安心して適切に医療機関を選ぶなど合理的な受診をするために、何時でも電話で相談できる「救急相談所」が求められています。

*二次救急とは； 入院や手術を要する症例に対する医療

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・市民は地域の医療体制を理解し、まず身近な「かかりつけ医」で受診します。
- ・市民は救急受診方法について理解を深め、合理的に受診先を選びます。
- ・医療機関は市民が安心して身近な「かかりつけ医」で受診しやすい病診連携体制をつくると共に、地域の医療体制についての分かりやすい情報を丁寧に市民宛に発信します。
- ・医療機関は市民が急病・救急時に何時でも電話等で相談出来る「救急相談所」を設立します。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

(3) 行政が取り組むこと

- ・市立病院は推進中の経営健全化計画につづき、公立病院改革ガイドラインに基く次の改革を確実に進めます。

経営効率化

再編ネットワーク化（診療所との機能分担）

経営形態の見直し（民間的経営手法採用）

5. まちづくりの効果

市立病院を中心とする信頼できる病診連携体制の確立により、市民が身近で受診しやすい「かかりつけ医」が広がっています。それは市立病院の勤務医のオーバーワークの解消に結びつくことになり、地域の中核病院としての機能が発揮され、信頼性が高く誰もが受診したい病院になっています。また経営改革の進行と共に箕面市財政への負担が改善されています。

提言シート(3)	介護とうまくつきあう
-----------------	-------------------

1. めざす姿

介護を受ける人も、介護をする人も、共に明るく暮らすまち

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
高齢者に占める要支援・要介護認定を受けた人の割合	15.1%	20%	20%
次の介護施設利用待機者数 「特養」 「老健」(新規集計) 「グループホーム」(新規集計)	173人	150人	100人
介護サービスに「どちらかといえば満足」以上の割合 (アンケート)	12.3%	25%	50%

(; 集計後設定)

3. 現状と課題

介護は通常居宅で開始されますが、要介護度の進行、介護者の高齢化、核家族化、あるいは介護者の受ける過度のストレスなど様々な問題のため、その継続がしばしば難しくなります。箕面市では認知症の増加や高齢化に伴い要介護者が年々増加すると推計される事から、その対応は社会全体で解決すべき重大な課題となっています。

居宅介護は要介護度の悪化防止のためには施設入所介護より優れると言われています。また箕面市では居宅での介護希望(40~50%)が施設での介護希望者より多くなっています。しかし居宅介護認定者の独居率は高く(22.7%)、居宅介護の継続がしばしば難しくなります。介護に伴う各種の問題を個別に解決するため4箇所の地域包括支援センターが相談に応じ、介護保険によるものの他、高齢者福祉サービスを提供する体制は確立されていますが、それでも継続することが難しい居宅介護についてはその状況をよく理解し、介護場所選択の幅を拓げるなど丁寧な対応が求められます。

社会の変化に伴う介護サービス全体の種類や提供量、あるいはその質の向上や変更の要請に対し、介護サービス提供の中核である介護保険の保険者と被保険者である箕面市と市民は、求められる介護サービスの変化を理解し、それぞれの役割を担って解決策を見出さなくてはなりません。NPOや市民も一体となり協力が求められます。また、小規模多機能型居宅介護や各種有料老人ホームなどの整備、グループホーム、通所・短期入所あるいは施設サービスの充実にあたっては、様々な効果的方策を駆使しなければなりません。

介護サービス自体に支障となるような介護業務従事者不足の解決には、行政は引き続き労働条件改善策を国と共に追究すると共に、地域の「支え合い」など市民の各種取り組みが必要です。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・老年症候群と介護および介護制度についての理解を深め、あわせて介護の支援活動に参加します。
- ・事業者は施設サービスのみならず、有料老人ホームなど居住系サービス等の評価の改善に取り組むと共に、より信頼性のある豊富な情報を提供します。

(2) 市民等が行政と協働で取り組むこと

- ・地域の介護サービス充実の要請に応えるため、官民で構成する「介護サービス対策会議」を設け、介護保険を中核として保険者と被保険者である箕面市と市民は、社会で求められる介護を明らかにした上で、夫々の役割を担って解決策を見つけます。

(3) 行政が取り組むこと

- ・老年症候群と介護およびその予防についての知識と理解を市民に拡げます。
- ・介護支援を要介護者毎の状況に応じてきめ細かなものとします。
- ・小規模多機能型居宅介護や各種有料老人ホームなどの整備、またグループホーム、通所・短期入所あるいは施設サービスの充実などには民間事業者の活力を積極的に利用するなど様々な方策を駆使して取り組みます。
- ・ケアマネージャー、ヘルパーなど介護従事者の労働条件改善策を国と共に追究します。

5. まちづくりの効果

社会の変化により生じる介護サービスについての要求と必要な対応策が「介護サービス対策会議」で明らかにされ、サービス提供の中核である介護保険の保険者と被保険者である箕面市と市民はそれぞれの役割を担います。介護サービスにおける受益と負担も明確になり、市民は納得して介護を受ける事が出来ます。

提言シート(4) 障害者市民

1. めざす姿

障害のある人もない人も、共にいきいき暮らす箕面

障害者市民が、一人の人と認められる箕面 = ノーマライゼーションが実現された箕面 =

* ノーマライゼーションとは、

障害者市民をはじめ、全ての人々の人権が尊重され、安心して人間的な日常生活を送ることができる社会をめざすこと。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
障害者市民の参加に配慮した(要約筆記、手話など)催しの数(新規調査) 件数	筆記 30 件 手話 24 件	筆記 80 件 手話 65 件	筆記 110 件 手話 90 件
ノンステップバス導入市補助分累計台数	6 台	15 台	20 台
障害者市民の地域社会参加度 「障害者市民と共に行動・活動したことがある市民」の比率(新規アンケート調査)	調査予定	調査後設定	調査後設定
箕面市内における法内施設での障害者一人当たりの平均月工賃	11,767 円	20,000 円	30,000 円
知的障害者、精神障害者を対象としたグループホーム、ケアホーム入居者数	72 人	130 人	160 人

3. 現状と課題

2007年には、障害者の完全参加と平等を求める「障害者の権利条約」に日本政府も署名し、また、障害者自立支援法(以下、自立支援法)の施行もあり障害者市民にとって「自立」は一層重要な課題となっています。

しかし、自立支援法は、「障害が重度で所得が少ないほど負担が重くなる」という指摘などがあり、度重なる軽減措置に地方行政は忙殺されてきました。

また、自立支援法と既存のサービスとの関係の整理や財政上の問題が課題となっています。この課題の解決にあたっては、地域での障害者市民の自立を支えるという長期的で一貫した姿勢が必要です。

箕面市では障害者市民の社会的雇用を確立するなど、先駆的な障害者市民に対する施策を進めてきました。

その効果もあり、地域で生活する障害者市民は増えていますが、一方で、まだまだ親の支援に頼らざるを得ない場合も多く、地域で「親亡き後」の生活が維持できない場合もあります。すべての障害者市民が当たり前のように市民として生活するためには、経済面や生活面での自立を日頃から培う事が必要です。

そのため、障害者市民にはまだ、当たり前のことが「あたりまえに」出来ない現実など、広く社会の理解を深めるための活動を、障害者市民と市民、行政は協力して進める必要があります。

あわせて、箕面市独自の施策をさらに進め、障害者市民が地域で「働く」、「学ぶ」など自立のために必要な条件を市民と行政は協力して整備しなければなりません。

また、障害の程度によらず、地域で安心して暮らせるよう生活に係わる必要な支援も必要です。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・障害者市民は、障害についての市民の理解を促すため、現状について情報発信のためのネットワークづくりをする。
- ・障害者市民は、自らの望む生活を具体的に描き、表現し、支援機関の支援を受けながら実現する努力をする。
- ・市民と事業者は、「障害」には様々（身体的、知的、精神的、社会的）な要因があるので、障害者市民のニーズや立場を一括りにできない現状を知り、障害者市民が、地域で暮らすことを理解する。
- ・市民は、地域の自治会活動等について、障害者市民だから、「免除する。」「できない。」ではなく、「できること」を共有し、サポートしながら担ってもらう。
- ・障害者市民は、職安や会社面接に積極的に出かけ、「働きたい」意思を伝える。また、自分は「働けない」という先入観を離れ、さまざまな働き方があることを知る。そのため、自分の置かれている状況をサポート機関（（財）箕面市障害者事業団等）と相談しながら、積極的に自分にむいた働く場を探す。
- ・市民は、障害者市民が「働くことができる」大切さを理解する。同僚に障害者市民がいるときは、ひとりの社会人としてサポートしながら仕事を任せる。
- ・事業者は、障害者市民の「働きたい」意思を尊重し、障害者市民を「雇用する」ための条件整備をする。「障害者市民は働けない」という先入観を離れ、サポート機関と相談し、さまざまなサポート体制があることを知り、十分なサポート体制をとりながら、本人に仕事を任せる。
- ・市民は、障害者市民の「学びたい」意思を尊重する。クラスメイトやその親は、障害者市民の参加を阻害する「障害」の解消等に積極的に協力する。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・障害者市民の困難や喜び等について知り、理解を深めるための場づくりをする（人権フォーラムなど）
- ・市民と行政は協働して、障害者市民が働くことについて、箕面市の先進的な施策を知らせるための取り組みを行い、障害者市民の働く場の拡大の応援に努める。
- ・市民は、行政と協働し、日中活動を含め障害者市民が暮らす場づくりのために、地域の社会的資源（人、建物、介助・相談等のサービス）を協力してコーディネートする。また、市民、事業者は、情報を持ち寄り、コーディネートの場として、社会福祉協議会や地域自立支援協議会などを有効に活用する。障害者市民が自分の選んだ家で、自分にあつた生活をする事ができ

るようにする。

- ・教育において、地域で「共に学び」、「共に育つ」ことの現状と重要性を認識し、障害児の教育について、市民と行政との協働をすすめる。

(3) 行政が取り組むこと

- ・地域のバリアフリーをすすめ、ノーマライゼーションの実現に向けた環境整備をする。
- ・障害者市民の就業で得る所得が向上するよう、事業者と共に障害者市民が「働く」条件整備をする。そのため社会的雇用（障害者事業所制度および（財）箕面市障害者事業団における直接雇用）の維持・発展を支援するとともに、一般就労支援策（箕面市障害者雇用支援センター等）の発展を図る。
- ・重度の障害者市民も地域で安心して暮らせるようグループホーム、ケアホーム等の条件整備につとめる。
- ・重度の障害者市民も地域で安心して暮らせるよう医療的ケアの条件整備に努める。
- ・障害者市民、市民や事業者のとりくみをバックアップすると共に、障害者が地域で安心して暮らすための必要な基盤整備を責任をもって進める。
- ・特別支援学校に対しても、地域で共に生きることを前提とした教育の充実を求めていくとともに、地域の普通学校での「共に学び」、「共に育つ」教育の充実を図り、地域で生きることを支える多様な教育の場を選択できるようにする。
- ・大阪府に対して、箕面市内の公立高校に障害者枠を設けることを求めていく。

5. まちづくりの効果

様々な障害を持つ市民の教育、就労、生活全般をそれぞれの地域で進めることが出来る社会を、障害者自身と市民等、行政の相互の理解と協力で作ることにより、全ての障害者市民やその親が安心と共に人としての誇りを持つ事になります。それは同時に多様な人々が等しく認め合い、助け合い、共に暮らす、成熟した社会の基盤を築いている事になります。

提言シート(5) 地震や災害に強い安全なまちづくり

1. めざす姿

「安全・環境 100 年の基本計画」の都市整備
みんなで震災対策に取り組むまち
一人の死傷者も出さない安全と安心のまち

2. 指標

	現状(直近値)	2015 年	2020 年
防災拠点学校の耐震化率	未調査	向上	向上
住宅の耐震化率	未調査	向上	向上
水道施設の耐震化率	未調査	向上	向上
法定消防力の確保率	未調査	向上	向上

3. 現状と課題

阪神淡路大震災で外材・芯なし木造建築などの倒壊圧死で多くの人の命が奪われました。箕面では、住宅の倒壊で犠牲者もあり避難所も開設されていない経験をしました。その後耐震貯水槽や避難箇所、ライフラインの対策も行なわれています。住宅耐震調査やその対策も進められる一方で、構造線付近での新住宅建設も後を絶たず、急傾斜地や軟弱地盤の付近にも住宅開発が行なわれて、自己責任としています。

国内産の芯持ち柱より芯なし外材や輸入住宅が進められています。耐用年数をこえ劣老朽化対策も大きな課題で、水道や電気、ガスなどの耐震化、防災拠点や学校、住宅の耐震化も急がれ、救助消防活動など消防力の法定配置不足の解消も必要です。

最近、「上町断層揺れの大きさは、阪神大震災の二倍以上」の新予測が発表され、その被害想定を基に一層安心安全な地震に強いまちづくりへ、箕面市災害予防条例を制定し震災予防を進めます。

そのため、震災に強いまちづくりのために地震に弱い断層帯や軟弱地盤地域をグリーンベルト空間(緑陰歩道自転車道)とする「安全・環境みのお 100 年基本計画」を市民参加で確立し、大事な事業として市民、事業者、行政の協働で震災拡大の要因をなくし、耐震対策をすすめ、安心安全な街づくりを進めます。水道、ガス、電気などライフラインの耐震化、災害への万全な備えを図ります。

地震「ハザードマップ」を充実し、地震災害から死傷者なくするため、地域から地震対策の点検活動を市民、事業者の協働ですすめます。共助力の地域防災を高め生活幹線道路や細街路は、地震時の建築物の窓ガラスや看板等落下物、電柱倒壊などによる危険防止を進めます。木造建築には地震に強い芯持ち柱を奨励し、林業の活性化となど、市民、事業者、行政の協働を進めます。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・近所で誘い合いや町内会、PTAなど様々なレベルで、点検・調査。
- ・地域防災計画を読み、避難所までいく通りの避難経路を歩いてみる。
- ・緊急貯水槽と飲用水確保、備蓄食料や床は、毛布等詳しく確認。
- ・レスキュー隊は何人いるのか、救助工作車・使えるクレーン車等いざというとき動かす事や民間業者の協力体制など救急体制の点検。
- ・構造線・断層や軟弱地盤など危険な地盤を知っておきます。
- ・住宅耐震や家財転倒の対策、割れたガラス怪我をしない底厚履物を配備。
- ・安否確認が早くできる為に日頃から広域避難場所や公園を事前に決めておく。
- ・助け合いによる災害弱者への対策をすすめ、一つでも二つでも大切な命を救う体制整備。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・地域防災計画充実のためには、震度七の想定をすべての出発点にします。
- ・年齢構成や町丁目別の危険度を考慮した被害想定と災害弱者の救助共助。
- ・窓ガラスや看板等の落下物を危険物の解消で避難路を守り誘導力を高める
- ・地震災害対策の啓発と相談窓口を開設し支援策など促進する。
- ・ライフラインの耐震化を促進し住宅耐震点検と対策の支援を高める。
- ・災害時の食料、日用品の供給に関し、コンビに等との協定締結を進める。
- ・医師会、市内の病院等の連携による救護体制の整備を進める。

(3) 行政が取り組むこと

- ・「想定震度七の安全・環境みのお100年の基本計画」
災害に強い都市基盤の整備 地域防災計画の充実 耐震化の促進
- ・防災拠点等の施設の強化と避難路の整備
防災拠点、避難所の整備・充実 備蓄施設の整備・充実
避難路危険箇所の把握と排除
- ・災害への備えの充実
市民事業者等防災行動力の向上 消防団,地区消防隊,防災会の組織強化
備蓄物資の充実と分散備蓄の推進 食料・飲料水供給体制の確立
ライフライン施設の安全化 法定消防力の確保 医療・救護体制の整備

5. まちづくりの効果

(1) 安全安心のまちづくり議論が高まり震災対策が進みます

(2) 地震に強い芯持ち柱の木造建築が進み林業の活性化(国内産20%を高める)

提言シート(6) 土砂災害や水害から市民を守る防災対策

1. めざす姿

土砂災害や水害のない安全安心の街
総合的な治山・水循環・雨水利用の整備すすむまち

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
急傾斜地対策の整備率	未調査	向上	向上
保水貯留増で流出係数	未調査	下げる	下げる
学習交流会の開催回数	未調査	向上	向上
雨水利用促進の家、戸数	未調査	増やす	増やす

3. 現状と課題

「地域防災計画」により災害の未然防止対策が進められている中で、最近、気候変動による豪雨や強い台風は、全国各地に土石流や水害を多発させています。箕面では、急傾斜地など土砂災害危険箇所も多く70ヶ所を超え、箕面川や千里川の沿岸浸水家屋は、約7500戸と予測されています。地域防災計画による一時間当たり30～48^{ミリ}の雨水計画の整備は45%という状況です。近年、都市化で地表面の保水・貯留機能が後退し、地面が屋根とコンクリート等で被われ、同じ降雨でも約2倍の鉄砲水による潜在的な水害危険エネルギーを高めています。土砂災害危険箇所と土砂災害警報体制の周知も大切です。

そのため、“大雨は流せば災害、ためれば水循環資源”を基本とし、計画降雨量も大都市水害をなくす60mmや砂防指定地や調節地等流出抑制の計画降雨量(一時間当たり87.9^{ミリ})をもとに、総合的な地域水循環型の防災対策を促進することが重要です。

具体的には、全公共敷地や市民・事業者の敷地に雨水を溜め水循環・雨水利用を促進し、散水や打水利用、トイレの洗浄水等に活用すれば水道使用量を減らせ節水も推進できます。また、地すべりや土砂崩れ危険付近の路面上の割れ目などを総点検、補修し未然防止に努めることが大切です。

かつて、都市化の波の中で強い雨に襲われ河川や水路の排流も能力を上回り、各地で浸水が多発し、川の下流沿岸低地に水害をもたらしました。この教訓を生かし開発行為の許可には、下流地域の治水レベル内の開発地域からの流出量に抑制することを条件として水害を抑制しています。災害から市民を守る防災対策共に茨木市や豊中市などの洪水の軽減効果がある水循環型の総合治水を推進するまちづくりが必要です。市民と行政の協働で鉄砲水を抑え浸水をなくす災害対策を進め、きめ細かい浸水対策も進めています。

また、防災計画や防災マップの学習交流会による地域からの「短時間集中豪雨」を想定した、避難訓練など減災への取り組みも推進しています。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・ハザードマップの学習会や安全避難講習会行ないます。
- ・周辺のがけ地や浸水しやすい所を点検し
- ・災害弱者の命も守る防災避難の訓練を行なう。
- ・災害非難情報が発令されたときは、みんなで助け合い避難します。
- ・梅雨前には安全点検も兼ね溝や水路のゴミ清掃を行ないます。
- ・水道節水につながる水循環・雨水利用や浸透マス設置をすすめます。
- ・新築や増改築時に雨水浸透マスの設置を促進する。
- ・流れ出る雨水を敷地に一時溜めるビオトープや花壇・緑被覆地を増やす。
- ・整備された場所に「水循環・雨水利用を促進の家」の表示を進める。
- ・大雨時には、浸水要因をみんなで減らすために、洗濯や風呂水を大雨も時には流さないみんなの取り組み。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・専門家、市民、行政などによる「安全対策推進会議」を設置し、その推進を図ります。
- ・土砂災害危険箇所の周辺市民へ災害危険度と避難場所を判りやすくする
- ・土砂災害の未然防止、災害避難情報を関係市民に周知し、人の命を守る。
- ・全公共敷地の水循環計画を確立し促進する。
- ・雨水浸透マスの支援を復活し、雨水利用を奨励します。

(3) 行政が取り組むこと

- ・健全な水循環型の総合治水の確立。
- ・透水性舗装や道路側溝、排水水樹から地下浸透対策の推進。
- ・土砂流出防備保安林や山の保水機能を高める水源涵養保安林の整備。
- ・農業を守り洪水調節、地下水涵養機能をまもる。
- ・浸水区域の上流部の学校、公園等公共敷地に雨水貯留流出抑制施設の整備。
- ・環境配慮の雨水貯留・活用モデル整備（雨水利用のビオトープ整備）。
- ・浸水区域の一番低い家屋等への「角落とし」「土のう」を支援。
- ・短時間集中豪雨想定 of 災害予測をすすめ、主な災害とその教訓を加筆したハザードマップに充実。

5. まちづくりの効果

(1) 防災協同意識とコミュニティ 下流都市との友好。

(2) 水道節水で得する地球温暖化防止、ヒートアイランド。

(3) 水路の拡幅工事費より安くできる。地元建設の仕事の増加、雇用促進。

提言シート(7) 日常安心して暮らせるまち

1. めざす姿

身のまわりの安全をみんなで守り安心して暮らせるまち

災害から市民の安全を守る体制を強化します。

日々の暮らしの安全確保とともに市民による潤いのある街づくりが進みます。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
地域の自主防災組織 加入世帯の割合	17.2%	100%	100%
耐震化住宅割合	74%	90%	100%
市内交通事故件数	861件	790件	745件
まちの見守り活動(巡回数)	未調査		

3. 現状と課題

近い将来、阪神大震災をしのぐような大きな地震の発生が予想されています。また地球環境の変化による気象変動から、今までにないような規模の台風や集中豪雨も心配されます。安全で、安心して暮らせるまちにするためには、「自然災害に強いまちづくり」そして災害に備えた「危機管理体制」「地域防災管理」などを着実に整備しなければなりません。

また日常生活に係わる交通、火災、犯罪、救急などの暮らしの安全確保が重要です。危険な歩道や自転車道、構築物、そして隠れたところに危険が潜んでいます。これらを一つ一つ排除していかなければなりません。特に今後は社会的犯罪が増える傾向にあるので、子どもへの安全パトロールを一層強化する必要があります。こうした安全基盤を確保する事で市民は安心して日々の生活が保障されます。休日には市内の公園やコミセン、公共施設でスポーツや趣味に親しむことが出来ます。また地元の新鮮で安全な野菜や特産品を地域の商店街で安心して買物できます。このような“安全なまちづくり”を市民、事業者、行政協働で進めます。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・各家庭では「防災意識」の徹底と「災害準備」を着実に進める。
- ・市全域で公園、道路、河川の清掃、障害物撤去など安全と美化運動を実施する。
- ・まちの見守り活動。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・「箕面市安全対策推進会議」の設立。

- ・地域において役立つ「防災組織、防災マップ、防災訓練」の実施。

(3) 行政が取り組むこと

- ・危機管理体制の見直しと強化（地域協働、近隣市町との広域連携など）。
- ・災害発生時の情報収集、発信、伝達体制の機能強化。
- ・火災、救急時の消防力の強化。
- ・街角危険箇所への防犯灯、防犯カメラの設置。
- ・交通事故発生危険箇所に対する信号機、カーブミラー、ガードレール等の設置。
- ・自転車道、遊歩道の整備。